

第8章

評価指標と進行管理

8-1	評価指標の設定	176
8-2	届出制度	186
8-3	進行管理	188

第8章 評価指標と進行管理

本章では、本計画の進捗状況を確認するための評価指標、進行管理について整理します。合わせて、都市再生特別措置法に基づく届出制度についても説明します。

本章のポイント

✓ 評価指標 参照 178ページ

8-1 評価指標の設定

(1) 評価指標の設定の考え方

本計画においては、将来的な都市の姿を長期で展望しながら、本計画が思い描く方向に進んでいるかを確認するため、「第3章：立地適正化計画で目指す将来の姿」で整理したまちづくりの方針(ターゲット)及び施策の方向性(ストーリー) (45ページ参照)と、「第6章：防災指針」で整理した防災まちづくりの将来像(151ページ参照)を踏まえて、都市機能誘導、居住誘導、公共交通ネットワーク、防災・減災の4つの視点により、本計画の進捗状況を確認するための評価指標を設定します。

また、各評価指標で設定する目標値の達成により期待される効果を確認する指標も設定し、総合的な成果として本計画全体の評価を行います。

各評価指標の目標値については、長期を展望する観点から、本計画の計画期間である20年後の令和25(2043)年度における値の設定を基本とします。

なお、計画策定後における社会・経済情勢の変化などによって、設定した評価指標への影響が考えられる場合は、目標値の変更や代替の評価指標を検討します。

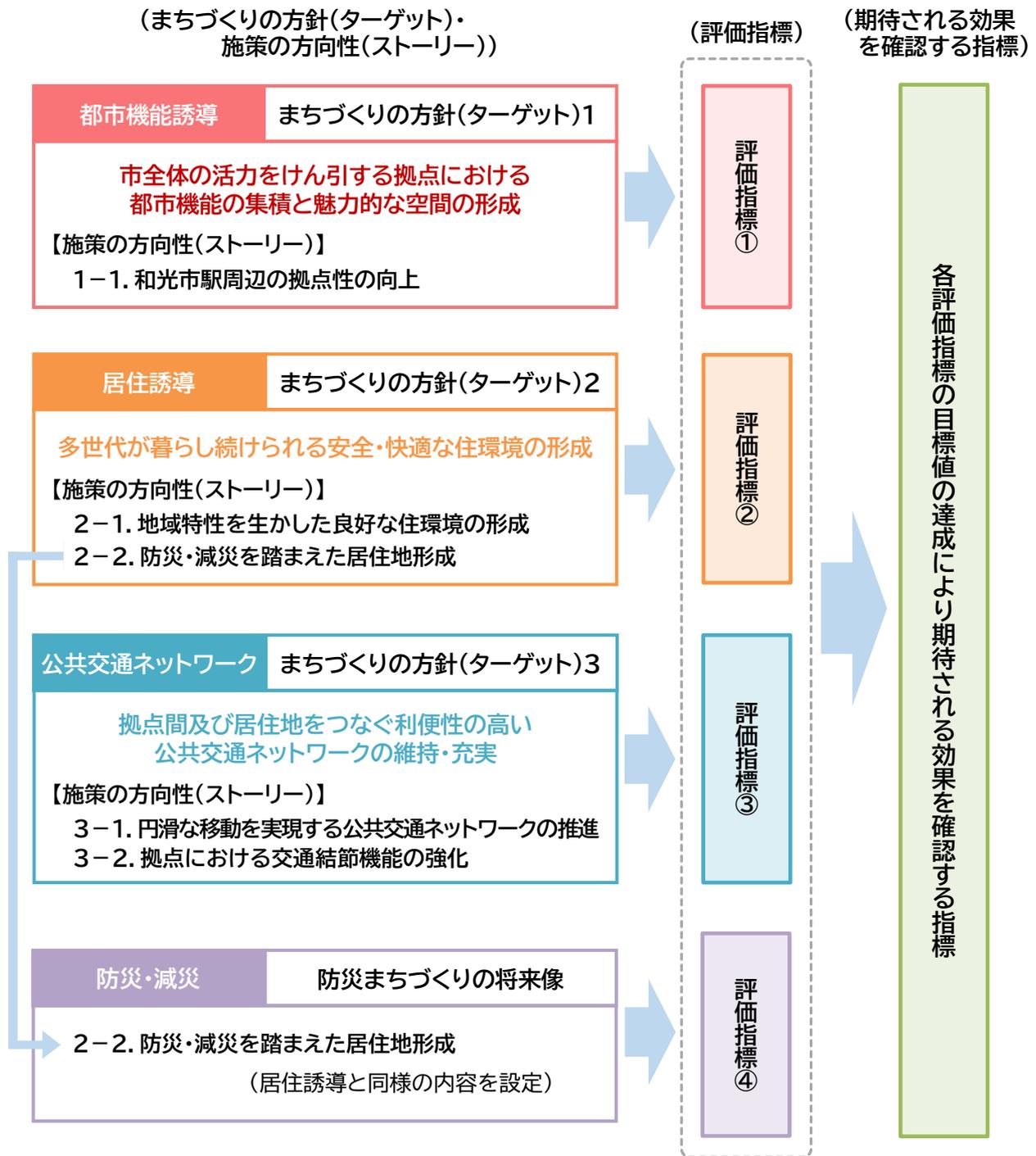
「都市計画運用指針」において、評価指標を設定する際の考え方として、以下のような内容が示されています。

《立地適正化計画の評価》

○評価指標及び目標値の設定

立地適正化計画の必要性や妥当性を市民などの関係者に客観的かつ定量的に提示するため、立地適正化計画の作成に当たり、生活利便性、健康福祉、行政運営などの観点から、立地適正化計画に基づき実施される施策の有効性を評価するための指標及び目標値を設定するとともに、目標値が達成された際に期待される効果についても定量化するなどの検討を行うことが望ましい

《評価指標の構成》



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

評価指標と進行管理

巻末資料

(2) 評価指標の設定

本章のポイント

都市機能誘導

評価指標①	評価指標①-1	現況値(令和5(2023)年度)	目標値(令和25(2043)年度)
	都市機能誘導区域内の誘導施設の立地状況	8つの都市機能	維持
評価指標①	評価指標①-2	現況値(令和4(2022)年度)	目標値(令和25(2043)年度)
	和光市駅の乗降人員(1日平均)	〈東武東上線和光市駅〉 152,949人 〈東京メトロ和光市駅〉 156,740人	〈東武東上線和光市駅〉 163,000人以上 〈東京メトロ和光市駅〉 173,000人以上

居住誘導

評価指標②	評価指標②-1	現況値(令和2(2020)年)	目標値(令和22(2040)年)
	居住誘導区域の人口密度	134人/ha	現況値以上
評価指標②	評価指標②-2	現況値(令和2(2020)年)	目標値(令和22(2040)年)
	居住誘導区域の生産年齢人口(15~64歳)の割合	69%	現況値以上

公共交通ネットワーク

評価指標③	評価指標③-1 ★1	現況値(令和3(2021)年度)	目標値(令和25(2043)年度)
	公共交通空白・不便地域の居住人口の割合	28.4%	10%以下
評価指標③	評価指標③-2 ★1	現況値(令和5(2023)年度)	目標値(令和25(2043)年度)
	交通拠点における情報提供などの整備箇所数	1箇所	5箇所

防災・減災

評価指標④	評価指標④-1 ★2	現況値(令和元(2019)年度)	目標値(令和25(2043)年度)
	市民の防災・減災対策に対する備え(市民意識調査)	30%	60%以上
評価指標④	評価指標④-2	現況値(令和5(2023)年度)	目標値(令和15(2033)年度)
	防災性向上に資する地区計画などの策定・検討の地区数	1地区(策定済)	更に1地区以上の検討

各評価指標の目標値の達成により期待される効果を確認する指標

期待される効果を確認する指標 ★2	現況値(令和元(2019)年度)	目標値(令和25(2043)年度)
住みやすさへの満足度(市民意識調査)	82.6%	90%以上

★1 : 和光市地域公共交通計画における「評価指標」を参考に設定

★2 : 第五次和光市総合振興計画基本構想における「目標像に関するKPI」を参考に設定

【都市機能誘導に関する評価指標】

〈 評価指標①-1 〉

評価指標①-1	現況値 令和5(2023)年度	目標値 令和25(2043)年度
都市機能誘導区域内の 誘導施設の立地状況	8つの都市機能	維持

(評価指標の設定の考え方)

中心拠点の和光市駅周辺については、市民生活を支える中心市街地として更なる拠点性の向上を目指すものとしています。そのためには、子育て世代から高齢者まで多様な世代のニーズに対応する都市機能の誘導を図ることが必要であることから、都市機能誘導区域内で位置づけた誘導施設の立地数を評価指標とします。

誘導施設の立地誘導に当たっては、民間の動向だけでなく、「第7章：誘導施策」における「都市①」の施策(166ページ参照)で挙げたとおり、和光市が主導的に取り組む各種事業によって新規や建替での誘導施設の立地を図るものとしているため、それら施策の推進に努めるものとしします。

《本計画の誘導施設》

機能	誘導施設
商業	① 複合商業施設
金融	② 銀行・信用金庫
子育て	③ 幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育事業所など
	④ 一時預かり・病児病後児保育施設
教育	⑤ 小学校
文化	⑥ 図書館
	⑦ 公民館・コミュニティセンター・地域センター
	⑧ 活動交流スペース

《誘導施策「【都市①】和光市駅周辺整備による誘導施設の立地誘導」での主な施策》

- ◇和光市駅北口地区高度利用化の推進
- ◇和光市駅北口土地区画整理事業の推進
- ◇第三小学校の官民一体複合化による建替検討
- ◇関係機関と連携した研究機能を有したポストインキュベーション施設の検討
- ◇誘導施設の立地を促進するための各種支援の実施

(目標値の設定)

都市機能誘導区域内の賑わい創出や利便性向上に向け、和光市駅北口の高度利用化の推進や第三小学校の複合化による建替検討などを進めることにより、既存施設の機能としての維持を図りながら、多様な世代のニーズに対応した新たな施設への更新を図ることなどを進め、目標年次においても、策定時と同様に全ての都市機能の立地が図られている状況を目指すものとしします。

(算出方法)

都市機能誘導区域の誘導施設の立地数を確認します。

〈 評価指標①-2 〉

評価指標①-2	現況値 令和4(2022)年度	目標値 令和25(2043)年度
和光市駅の乗降人員 (1日平均)	〈東武東上線和光市駅〉 152,949人 〈東京メトロ和光市駅〉 156,740人	〈東武東上線和光市駅〉 163,000人以上 〈東京メトロ和光市駅〉 173,000人以上

(評価指標の設定の考え方)

中心拠点の和光市駅周辺については、多様な都市機能の維持・誘導や環境整備により市内居住者が集まる場所として機能するだけでなく、和光市駅北口の高度利用化などの整備効果による市外からの来訪者の増加も求められます。そのため、中心拠点の賑わいや活性度を確認するものとして、和光市駅の乗降人員を評価指標とします。

(目標値の設定)

現況値は、直近の公表値である令和4(2022)年度の乗降人員(1日平均)を基準とします。

目標値の設定に当たり、令和5(2023)年度以降の乗降人員については、新型コロナウイルス感染症の行動制限の緩和により回復が期待されますが、その見込みに加えて、本計画に関連した取組により、市外からの来訪者や市内居住者の増加に努めていく必要があります。

一方で、本市はテレワークによる働き方を選択する機会が多いことが想定される20代の転入が多い傾向や、将来的な人工知能の更なる発達などの技術革新に伴う働き方や働く場の多様化などの社会的な潮流により、乗降人員の永続的な減少も想定されます。

よって、目標値は、新型コロナウイルス感染症の影響がない直近の値である令和元(2019)年度の乗降人員(1日平均)をもとに、それら減少の要因を考慮して約1割を差し引いた値以上を目指すものとしてします。

乗降人員の増加に寄与する本計画に関連した取組

- ・和光市駅北口の高度利用化の推進（他の駅との優位性の向上）
- ・和光市駅北口土地区画整理事業の進展による居住者の増加
- ・誘導施設の誘導による駅周辺の魅力向上
- ・和光北インター東部地区での産業集積による市内就業者の増加
- ・居住誘導区域内での団地再生などによる人口増加 など

乗降人員の減少の要因となる社会的な潮流

- ・新型コロナウイルス感染症対応を契機としたテレワークの定着
- ・将来的な技術革新に伴う働き方や働く場の多様化 など

(算出方法)

鉄道事業者の提供データなどをもとに、乗降人員(1日平均)を確認します。

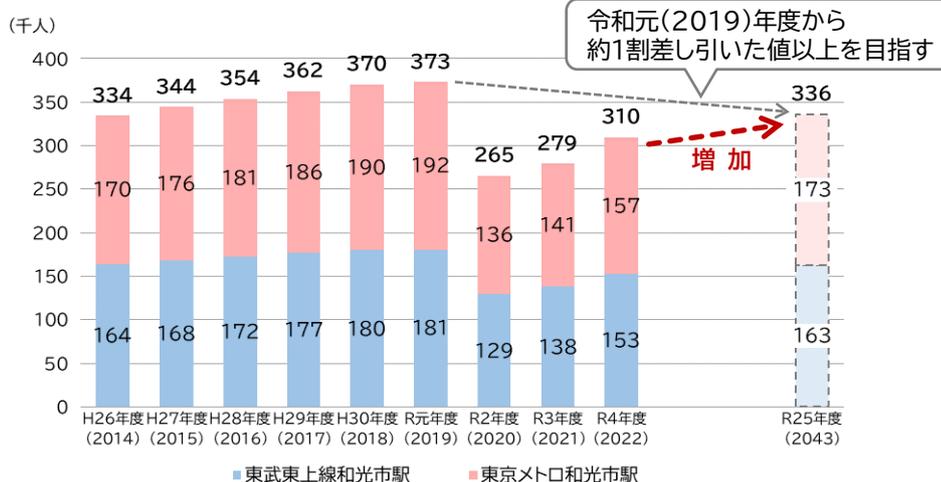


図 8-1 和光市駅の乗降人員(1日平均)

【居住誘導に関する評価指標】

〈 評価指標②-1 〉

評価指標②-1	現況値 令和2(2020)年	目標値 令和22(2040)年
居住誘導区域の人口密度	134人/ha	現況値以上

(評価指標の設定の考え方)

今後も、市内の都市機能や公共交通を維持・充実して、より快適なまちづくりを推進するためには、本市の強みである高い人口密度を保つ必要があります。そのため、居住誘導区域の人口密度を評価指標とします。

(目標値の設定)

令和2(2020)年国勢調査の居住誘導区域の人口密度は134人/haですが、国立社会保障・人口問題研究所(平成30(2018)年推計)においては、市内全域の人口減少により令和22(2040)年には127人/haに減少することが想定されています。

今後、居住誘導区域内での良好な住環境の形成や利便性向上の施策推進、防災に対する安全性を高めることなどにより、現況値以上の人口密度を目指すものとします。

(算出方法)

国勢調査(小地域集計)をもとに、町丁目ごとの人口を居住誘導区域内外の面積で按分し、その合計値を居住誘導区域面積で割って算出します。なお、目標値の時点は、国勢調査の活用を想定して、目標年次(令和25(2043)年度)の直近である令和22(2040)年とします。

〈 評価指標②-2 〉

評価指標②-2	現況値 令和2(2020)年	目標値 令和22(2040)年
居住誘導区域の生産年齢人口 (15~64歳)の割合	69%	現況値以上

(評価指標の設定の考え方)

本市では、高齢者人口は増加する中、若者世代、子育て世帯は年々転出傾向が強まっています。そのような中、持続可能なまちづくりを進めるためには、適切な世代構成バランスを保つ必要があります。そのため、居住誘導区域内での生産年齢人口(15~64歳)の割合を評価指標とします。

(目標値の設定)

令和2(2020)年国勢調査の居住誘導区域の生産年齢人口(15~64歳)の割合は69%ですが、国立社会保障・人口問題研究所(平成30(2018)年推計)においては、市内全域の人口減少・少子高齢化により令和22(2040)年には64%まで減少することが想定されています。

今後、魅力ある住環境の形成を進めることにより定住人口を確保し、現況値以上の生産年齢人口の割合を目指すものとします。

(算出方法)

国勢調査(小地域集計)をもとに、町丁目ごとの年齢3区分別人口を居住誘導区域内外の面積で按分し、その合計値により居住誘導区域内の生産年齢人口割合を算出します。なお、目標値の時点は、国勢調査の活用を想定して、目標年次(令和25(2043)年度)の直近である令和22(2040)年とします。

〈 評価指標③-2 〉

評価指標③-2	現況値 令和5(2023)年度	目標値 令和25(2043)年度
交通拠点における 情報提供などの整備箇所数	1箇所	5箇所

(評価指標の設定の考え方)

本計画は、和光市地域公共交通計画と連携して、市内で設定している交通拠点や公共交通ネットワークの形成を進めることにより、居住者の市内移動に対する利便性向上に努めていくものとしています。交通拠点においては、路線バスや市内循環バスの利用のしやすさの向上を図るべく、総合案内板、乗場案内サイン、バス停盤面などの整備・改善（173 ページ参照）を行う必要があるため、その整備箇所数を評価指標とします。

(目標値の設定)

現況値は、1箇所（和光市駅南口）です。

目標値は、和光市駅南口も含む5箇所（①和光市駅南口、②和光市駅北口、③広沢複合施設・市庁舎周辺、④埼玉病院、⑤和光北インター東部地区内）において、整備・改善を行うものとします。

なお、和光市地域公共交通計画においても、同様の評価指標を用いて整備箇所数の進捗を確認しているため、整合を図りながら本指標の進捗管理を行います。

(算出方法)

情報提供など（総合案内板、乗場案内サイン、バス停盤面など）の整備・改善を行った箇所数を確認します。

【防災・減災に関する評価指標】

〈 評価指標④-1 〉

評価指標④-1	現況値 令和元(2019)年度	目標値 令和25(2043)年度
市民の防災・減災対策に対する備え (市民意識調査)	30%	60%以上

(評価指標の設定の考え方)

防災指針で整理したとおり、市内には多くの災害リスクが存在しています。防災指針での取組施策にある治水対策や市街地改良など行政が主となって災害リスクの低減に向けた取組を行うとともに、市民一人一人が市内の災害リスクを認識して、日ごろから出来る限りの身の回りの防災・減災対策を行うことが重要となります。

そのため、市民意識調査により防災・減災対策を行っているかを確認する項目を通じて、その割合を評価指標とします。

(目標値の設定)

現況値は、令和元年和光市市民意識調査の設問「あなたが経験したり取り組んだりしていること」で「日ごろから、防災・減災対策を行っている」と回答した割合を確認します。

目標値は、第五次和光市総合振興計画基本構想において和光市市民意識調査をもとにした目標値（令和12(2030)年で50%）を踏まえ、本計画の目標年次である令和25(2043)年度には更に向上するように、60%以上を目指すものとします。

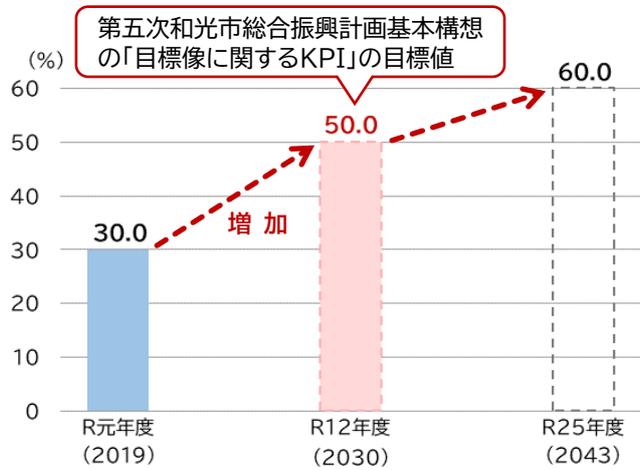


図 8-3 市民意識調査「日ごろから、防災・減災対策を行っている」と回答した割合

(算出方法)

目標値の時点である令和25(2043)年度の直前で公表されている和光市市民意識調査の結果を確認します。

〈 評価指標④-2 〉

評価指標④-2	現況値 令和5(2023)年度	目標値 令和15(2033)年度
防災性向上に資する地区計画などの策定・検討の地区数	1地区(策定済)	更に1地区以上の検討

(評価指標の設定の考え方)

災害に強いまちへ徐々に転換するためには、都市計画法の地区計画制度による地区の防災性向上に資するハード対策などの実施に向けた土地利用の誘導、浸水・地震・火災に対する被害の低減対策が備わった住宅建築が促進されるまちづくりのルールを定めることや、居住の移転を促進するための防災集団移転促進事業などの事業を用いて、具体的な取組を実践することが必要です。また、災害時に地域コミュニティにおいて共助が発揮されるよう、災害対策基本法に基づく地区防災計画などの地域自らによる計画づくりを行政として支援することも視野に入れた取組も必要です。そのため、それら防災性向上に資する具体的な対策が進展するための地区計画などを策定もしくは検討した地区数を評価指標とします。

(目標値の設定)

現況値は、居住誘導区域内で地区計画を都市計画決定した7地区のうち、災害に強い安全・安心な市街地形成を目標に定めて、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域の解消に向けた急傾斜地の安全対策工事や、地区の浸水対策のための雨水流出抑制施設の整備などが可能となる土地利用を定めている「和光北インター東部地区」の1地区とします。

目標値は、地域の皆さまと一緒に必要内容であるため、防災指針の取組施策のスケジュールにある中期となる10年後の令和15(2033)年度までに、防災性向上に資する地区計画などの検討が更に1地区以上で進んでいることを目指すものとします。

(算出方法)

本計画の策定後、防災性向上に資する地区計画などについて、地域住民とともに勉強会や説明会を実施したなどの具体的な取組を進めている地区数を確認します。

【各評価指標の目標値の達成により期待される効果を確認する指標】

4つの視点（都市機能誘導、居住誘導、公共交通ネットワーク、防災・減災）をもとに各種取組を進めることにより、それぞれの評価指標の目標値の達成を目指すとともに、それら取組の総合的な成果として以下の期待される効果の達成を目指します。

〈 期待される効果を確認する指標 〉

期待される効果 を確認する指標	現況値 令和元(2019)年度	目標値 令和25(2043)年度
住みやすさへの満足度 (市民意識調査)	82.6%	90%以上

(指標の設定の考え方)

都市機能誘導、居住誘導、公共交通ネットワーク、防災・減災の4つの視点により設定した目標値の達成により、生活利便性を高める都市機能が集積した拠点とともに、子育て世代から高齢者まで多様な市民が暮らす安全で快適な市街地が形成され、拠点と居住地が公共交通によってネットワークされた、住宅都市としての成熟度の高まりが期待されます。

このことよって、良好な生活環境が得られ、住みやすいと思ってもらえる市民が増えることが予想されます。そのため、その効果を測る指標として市民意識調査による「住みやすさへの満足度」の割合を評価指標とします。

(目標値の設定)

現況値は、令和元年和光市市民意識調査の設問「和光市の住みやすさについてどう思いますか」での選択肢「住みやすい」または「どちらかといえば住みやすい」と回答した割合を確認します。

目標値は、第五次和光市総合振興計画基本構想において和光市市民意識調査をもとにした目標値（令和12(2030)年において90%）を踏まえ、その高い目標値が本計画の目標年次においても継続的に達成することを目指すものとします。

(算出方法)

目標値の時点である令和25(2043)年度の直近で公表されている和光市市民意識調査の結果を確認します。

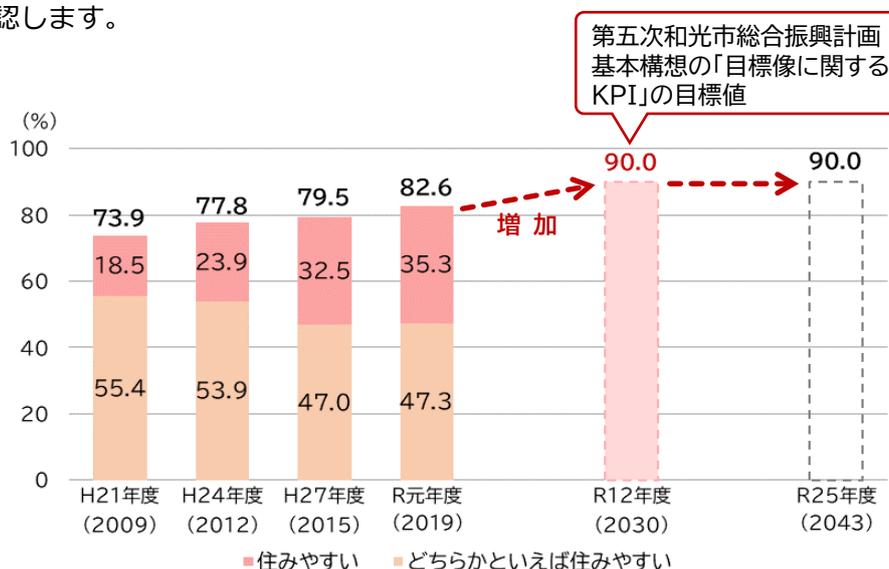


図 8-4 市民意識調査「住みやすい、どちらかといえば住みやすい」と回答した割合

8-2 届出制度

立地適正化計画の策定により、都市再生特別措置法に基づく届出が義務付けられます。

都市機能誘導区域外での誘導施設の建築や区域内での誘導施設の休止または廃止、居住誘導区域外での一定規模以上の開発行為などを行う場合は、市への届出が必要となります。

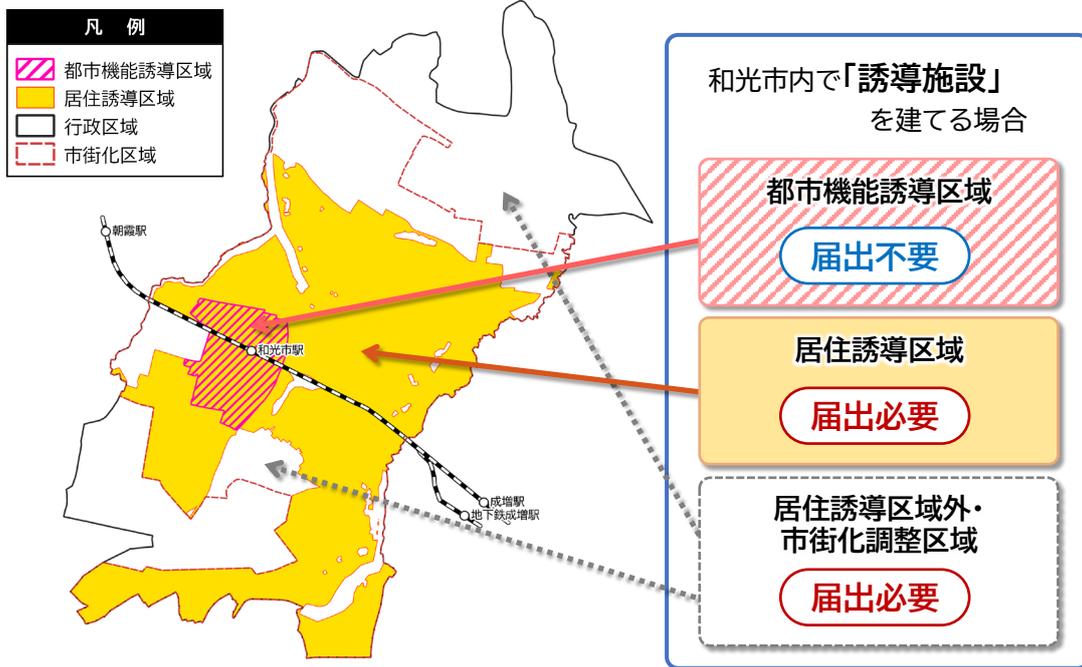
(1) 都市機能誘導区域に係る届出制度

都市機能誘導区域外において誘導施設の建築の動向を把握するため、都市機能誘導区域外の区域において以下の行為を行おうとする場合は、原則として行為に着手する日の 30 日前までに市へ届出が必要です。(都市再生特別措置法第 108 条第 1 項)

《都市機能誘導区域外において届出の対象となる行為》

開発行為	誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行う場合
建築等行為	①誘導施設を有する建築物を新築する場合 ②建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合

《和光市内で「誘導施設」を建てる場合の届出の要否》



また、都市機能誘導区域内において、本計画で設定した誘導施設となっている既存施設について、休止または廃止する場合は、休止または廃止の日の 30 日前までに市へ届出が必要となります。(都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項)

《都市機能誘導区域内において届出の対象となる行為》

休止または廃止	都市機能誘導区域内の誘導施設を休止または廃止する場合 ※休止：施設の再開の意思がある場合 ※廃止：施設の再開の意思がない場合
---------	--

(2) 居住誘導区域に係る届出制度

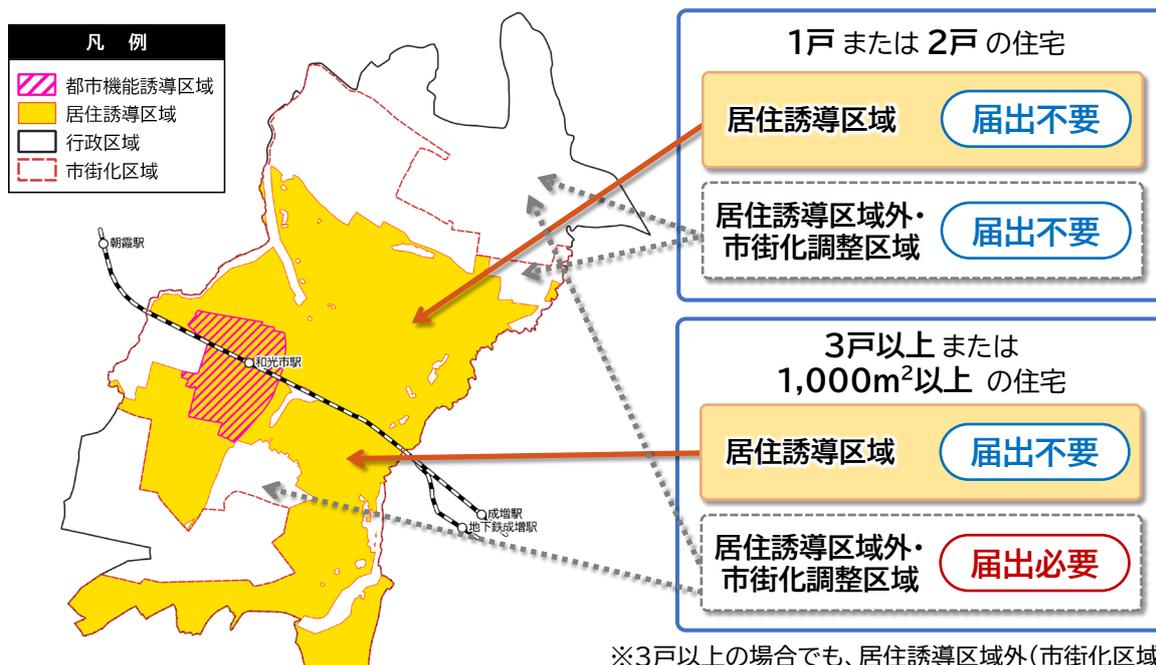
居住誘導区域外において住宅開発などの動向を把握するため、居住誘導区域外の区域において以下の行為を行おうとする場合は、原則として行為に着手する日の30日前までに市へ届出が必要です。(都市再生特別措置法第88条第1項)

《居住誘導区域外において届出の対象となる行為》

開発行為	①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為を行う場合	(例) 届出必要 3戸の開発行為	
	②1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為において1,000m ² 以上の規模のものを行う場合	(例) 届出必要 1,300 m ² で1戸の開発行為	
		届出不要 800 m ² で2戸の開発行為	
	建築等行為	①3戸以上の住宅を新築する場合	(例) 届出必要 3戸の建築行為
	②建築物を改築、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅等とする場合	(例) 届出不要 1戸の建築行為	

※「住宅」とは、戸建て住宅、集合住宅、長屋などの居住の用に供する建築物を言います。詳しくは、建築基準法における住宅の取扱いを参考にして下さい。

《和光市内で「住宅」を建てる場合の届出の要否》



※3戸以上の場合でも、居住誘導区域外(市街化区域)で開発区域が500m²未満の場合は、開発行為の規制対象規模に該当しないため届出不要

8-3 進行管理

(1) 進行管理の考え方

本計画に基づくまちづくりを適切に実施していくためには、継続的な進行管理が必要となります。

おおむね5年ごとに、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、見直し（Action）といったPDCAサイクルの仕組みを活用しながら評価・検証を行うことを基本とします。

(2) 計画の見直し

立地適正化計画は長期的な視点に立った計画であり、おおむね20年後の将来像の実現を目指しますが、本市を取り巻く社会経済情勢の変化や法改正、上位計画である総合振興計画や都市計画マスタープランなどに示される方針の見直しなどがあった場合には、それら変化に柔軟に対応するため、本計画の一部または全ての改訂を検討します。

なお、立地適正化計画制度については、おおむね5年ごとに施策・事業の実施状況や評価指標の達成状況を確認し、計画の進捗や妥当性を評価・検証することが望ましいとされていることから、それらも踏まえ適切な見直しの時期を定めていきます。

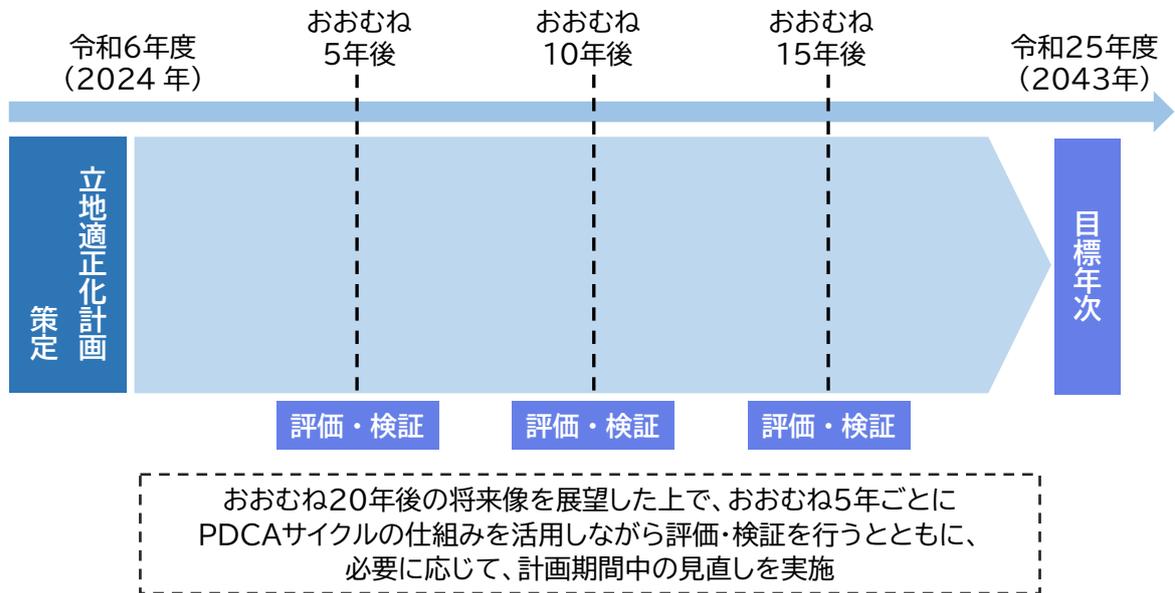


図 8-5 立地適正化計画の評価・検証の時期のイメージ